

# 戦略的行動としての「社会的協調」

——現代スペインにおける労働政治の変容とその意味

横田 正顕

---

- 1 問題設定
- 2 社会的協調の制度的諸条件
- 3 初期の社会的協調の展開
- 4 組織戦略としての社会的協調
- 5 結論

## 1 問題設定

1970年代に政治経済学の新天地を切り開いたコーポラティズム研究は、4半世紀の間に、西欧を中心とする先進諸国で（ネオ）コーポラティズム型マクロ政策調整の枠組みが有効性を失いつつあるという結論に傾いていった。しかし、近年の急速なグローバル化の下では、ケインズ主義的福祉国家の基盤を掘り崩すグローバルな競争力の追求そのものが、福祉・教育・税制などの複数の政策領域にわたる調整を新たに必要とし、「競争的コーポラティズム」(competitive corporatism)と呼ぶべき「コーポラティズム」の形成を促す (Molina and Rhodes 2002, p. 315)。

しばしば「社会的協調（行動）」(social concertation) や「社会協定」(social pact) などの形をとる現代型「コーポラティズム」の新しさは、(ネオ)コーポラティズム型の政策協調の経験をほとんどあるいは全く持たない国々でも、社会的アクターの参加に基づく政策協調の枠組みが新たに注目されていることに示される。そして上に述べたような機能（政策目標）の変化に対応して、新たな「コーポラティズム」は頂上組織による代表の独占、組織の強さ、包括性、組織活動の影響範囲の大きさといった、(ネオ)コーポラティズムの構造的条件を欠いているという特徴を持つ。

そしてこの組織構造上の弱さとの関連において、社会的パートナーに対する情報提供や参加促進など、交渉過程における政府の役割が顕著であること、また、(ネオ)コーポラティズム型実践との相関が弱いとされてきた中道右派政権の下でも、政党政治と利益団体政治との相互作用の下で「コーポラティズム」が十分に成立し得ることが説得的に示されている (Royo 2002)。

こうした弱い「コーポラティズム」がなぜ成立し存続し得るのか、とりわけ資本主義の「脱組織化」(disorganization) の下で弱体化した労働組合を含む集権的交渉に、なぜ使用者団体（及び政

府)が敢えて加わろうとするのか(Crouch 2006, p. 53)という問題は、危機的状況において各アクターが自らの利益を追求しようとする能力、すなわちアクター間の戦略的相互作用と、かかる相互作用を通じての制度的学習に注目することで、初めて十分に理解することができる<sup>(1)</sup>。

1970年代に起源を持つスペインの「社会的協調」(concertación social)は、新しくかつ弱い「コーポラティズム」の中でも、かなりの実績を記録した事例である(表1参照)が、そこでは「コーポラティズム」の生成が政治体制の移行と深く関連し、社会的アクターの戦略的相互作用が特に重要であった。また社会的協調は1977~1986年に集中的に行われた後、1990年代に再開されたが、1980年代までの初期社会的協調と、1990年代以降の後期社会的協調の間には顕著な質的相違が見られる。本稿では、①スペインにおける社会的協調の構造的特徴を理解し、②社会的協調の断絶と回帰についての歴史的考察を経て、③組織戦略としての社会的協調の意味について検討したいと考える。

表1: 主要な社会協定, その内容と主要な締結主体 (1977~2004年)

合意	年	締結主体	主な内容
モンクローア協定	1977	政府 (UCD少数派), 諸政党	所得政策
団体間基本合意 (ABI)	1979	CEOE, UGT	労使関係の規制
団体間枠組合意 (AMI)	1980-1981	CEOE, UGT, USO	所得政策
雇用全国協定 (ANE)	1982	CEOE, UGT, CCOO, 政府 (PSOE多数派)	所得政策
団体間合意 (AI)	1983	CEOE, UGT, CCOO	所得政策
社会経済合意 (AES)	1985-1986	CEOE, UGT, 政府 (PSOE多数派)	所得政策
労働規則の規制に関する団体間合意	1994	CEOE, CCOO, UGT	労使関係の規制
1994年協定の実施を監督する機関の設置に関する合意	1996	CEOE, CCOO, UGT	実施体制
職場における危険回避に関する合意	1996	CEOE, CCOO, UGT	安全ルール
農村部雇用の社会的提供を支援するための合意	1996	CEOE, CCOO, UGT	農村部雇用
労使紛争の司法外処理に関する3者合意 (ASEC)	1996	CEOE, CCOO, UGT	労使紛争の司法外解決
年金改革に関する合意	1996	CEOE, UGT, 政府 (PP少数派)	年金制度
職業訓練と継続教育に関する3者合意	1996	CEOE, CCOO, UGT	職業訓練
雇用の安定に関する団体間合意 (AIEE)	1997	CEOE, CCOO, UGT	臨時契約の抑制
団体交渉に関する団体間合意 (AINC)	1997	CEOE, CCOO, UGT	団体交渉の接合
カバレッジ・ギャップに関する団体間合意	1997	CEOE, CCOO, UGT	労働規則
パートタイム労働に関する合意	1997	CCOO, UGT, 政府 (PP少数派)	パートタイム契約の促進
労働契約の安定化の促進と臨時契約の抑制に関する合意	1998	CCOO, 政府 (PP少数派)	臨時契約の抑制
最低社会保障年金の増額に関する合意	1999	CCOO, UGT, 政府 (PP少数派)	年金の増額
労働災害予防基金の創設に関する協定	1999	CCOO, UGT, 政府 (PP少数派)	職場の健康と安全
継続訓練に関する第3次合意	2000	政府 (PP), CEOE, CCOO, UGT, CIG	訓練
労使紛争の司法外処理に関する第2次合意 (ASEC II)	2001	CEOE, CCOO, UGT	労使紛争の解決
年金と社会的保護に関する新規合意	2001	CCOO, UGT, 政府 (PP多数派)	年金制度
団体交渉に関する2002年度団体間合意	2001	CEOE, CCOO, UGT	賃金交渉枠組み
団体交渉に関する2003年度団体間合意	2003	CEOE, CCOO, UGT	賃金交渉枠組み
団体交渉に関する2004年度団体間合意	2003	CEOE, CCOO, UGT	賃金交渉枠組み
競争力, 安定雇用, 社会的結束 (共同宣言)	2004	政府 (PSOE少数派), CEOE, CEPYME, CCOO, UGT	社会的対話の枠組み
団体交渉に関する2005年度団体間合意	2005	CEOE, CCOO, UGT	賃金交渉枠組み

出典: Table 1 (Royo 2006, pp. 974-975) をもとに作成。

(1) 1990年代にスペインの社会的アクターがナショナルな交渉に回帰したのは、EMUへの参加が大きな動機となっていたとする説明がある。確かにEMUは社会的な合意形成を促したが、この説明は目標実現後に、断続的ながら社会的協調が存続した事実と矛盾している。また、分権的交渉こそが脱組織化された経済における最適の賃金抑制パターンであるとすれば、政府と使用者団体が交渉の再集権化に積極的であった理由が説明できない (Royo 2002, p. 173; Pérez 2000a, p. 446)。

## 2 社会的協調の制度的諸条件

### (1) 利益団体システムの形成

現代スペインにおける主要な社会的パートナーは、CEOE（スペイン経営者団体連合会）及び事実上CEOEの一部をなすCEPYME（スペイン中小企業連合会）と、CCOO（労働者委員会連合）及びUGT（労働総同盟）である。使用者側の頂上組織・CEOEは産業別・地域別の使用者・経営者団体の連合体として1977年6月に発足したが、スペイン企業の99%が従業員500人以下であることを考えれば、CEPYMEがCEOEの傘下にあることの意味は大きい（Magone 2001, p. 201）。

これに対して労組の頂上組織・CCOOとUGTは体制移行前に起源を有し、1977年に合法化された。UGTはPSOE（スペイン社会労働党）の労働組部門として1888年に結成されたが、フランコ体制期には国内活動が許されず、フランコの死の直前に再生した。CCOOは文字通り複数の「労働者委員会」（comisión obrera）の連合体として1960年代初頭に発足したが、労働者委員会とはフランコ体制内部の労働者代表の枠組みであった<sup>(2)</sup>。地下組織による抵抗運動に傾斜した他の労働運動とは一線を画し、公式の制度に浸透することで成功を収めたのがPCE（スペイン共産党）である（Magone 2001, p. 204; Maravall 1978, pp. 25-26）。左派政党との強い結合が、今日の2大全国労組の出発点をなす。

移行期の労働運動は爆発的な動員力を発揮し、1975～1976年に、労使紛争は1,173%（3,156件→40,179件）、紛争の影響を受けた労働者の数は281%（647.1千人→2,463.5千人）、ストライキの延べ時間は634%（1,452万時間→1億656万時間）の割合で増加した（Durán Muñoz 2000, pp. 96-97）。1976～1978年の労働損失日数は、1,200～1,600万労働日（同時期のフランスの3倍以上）にも達した（Pérez-Díaz 1993, p. 237）。移行期の労働攻勢は使用者側の対抗動員を促し、CEOE初代会長カルロス・フェッレール・サラトは労使協調体制の整備に積極的に関わろうとした（Magone 2001, p. 203）。

しかし、移行期の労働運動の高い動員能力は長くは続かなかった。移行初期に50%近くの高率に達した組織率は、その後急速に20%未満に落ち込み（Molins 1997, p. 368）、ヨーロッパ最低の水準で低迷し続けた。またスペインの労働組合は企業の中では弱体であると言われる（Miguélez 1999, p. 199）が、このことは企業や職場を基盤とする労使関係システム自体の未成熟に由来している。労働協約の拡張適用（*erga omnes*）は労働者の組織化の積極的動機を失わせるが、全労働協約の75%を占める企業レベルの協約の影響を受ける労働者は10%に過ぎない。こうした組織的「弱さ」が後に述べる全国レベルでの社会的・政治的対話を不可欠にしている1つの要因である（Rigby and Marco Aledo 2001, pp. 292-293）。

1978年憲法の規定を受けて成立した「労働者憲章」（LET, 1980年）及び「労働組合の自由に関

---

(2) フランコ体制は、労働者の一元的管理のための組織としてOSE（スペイン労働組合組織）を設置したが、1950年代末以降の近代化プログラムの導入に伴って、OSEが担うべき労務管理上の紛争処理の一端を独立派の労働者による委員会に委ねる必要が生じた（Encarnación 1997, pp. 399-400）。

する組織法」(LOLS, 1985年)に示されるように、労働組合ならびに労使関係の制度化における国家の影響は当初から大きかった(中島 2006, p. 173)。INEM(全国雇用庁)、INSALUD(全国保険機構)、INSS(全国社会保障庁)といった公的機関への関与は組合の存在を政治的に正統化し、公的助成と財産譲渡は組織の強化に直接役立っている<sup>(3)</sup>。初期社会的協調は、2大労組が労使関係を規定する中心的アクターとして浮上し、政府及びCEOEの認知を得ることに大きく貢献した(Molins 1997, pp. 369-370)。

## (2) 組合選挙の機能

すでに述べたように、スペインの労働運動は左派の歴史的分裂を背景として政治的に分断され、移行期の例外的一時期を除いて組織率の低迷に悩まされた。それにもかかわらず、2大労組が労働政治になお一定の影響力を行使し得た背景には、2大労組の「弱さ」を補完する国家依存的性格に加え、企業ないし職場における労働者の統一代表(representación unitaria)を決定する「組合選挙」(elecciones sindicales)の存在が大きく関係している。スペインの労組の力は組織率ではなく組合選挙における動員力に依存し、このことがスペイン労働政治を「組合員の労働組合主義」(members' trade unionism)ではなく「投票者の労働組合主義」(voters' trade unionism)(Martínez Lucio 1998, pp. 434-436)として特徴づける根拠となっている。

スペインの労働者代表制度は統一代表委員会と労働組合の二元構造をなしており、1企業(職場)内には複数の労働組合の存在が許容される一方、代表委員会に労使間の団体交渉権、労使紛争処理権などが委託される。各組合は労働者が1人1票を行使する組合選挙において、より多くの代表委員を確保することを通じて、労使関係の主導権を実質的に行使することが可能である(表2及び表

表2：職場代表委員の構成人数と従業員数の対応関係

従業員数	代表委員数
6-30	1
31-49	3
50-100	5
101-250	9
251-500	13
501-750	17
751-1,000	21
1,001人以上	従業員各1,000人につき2名を加える(代表委員の最大数は75名)。

\*従業員50名未満の企業(職場)では代表委員会は設置されず、従業員代表(delegados de personal)が選出される。

出典：戸門ほか(1991, p. 65)の表2をもとに作成。

(3) 2大労組連合の財政収入の70%以上は組合費によって賄われているが、残りの30%は職業訓練プログラムその他のサービスに対する直接的な補助金による。労働省は組合選挙の結果とスペイン全土の企業における委員数に従って各団体に資金を分配するが、1997年に選出委員の35.41%を確保したUGTは5億7000万ペセタを受領し、37.68%を確保したCCOOは6億ペセタを受領した。また、2大労組は社会保障システムや銀行に負債を負い、UGTはICO(金融公庫)から100億ペセタを借りている。さらに、2大労組は全国の公共の建物を無料で使用し、UGTは154,541平方メートル、CCOOは141,580平方メートルが与えられている(Magone 2001, p. 239)。

表3：組合選挙の結果（1978～1986年）

年	有効選挙	CCOO %	UGT %	USO %	ELA-STV %	INTG %	他組合 %	無所属 %
1978	60,017	65,540 34.4	41,897 21.7	7,474 3.9	1,935 1.1	- -	40,270 20.9	35,000 18.1
1980	62,585	50,817 30.9	48,197 29.3	14,296 8.7	4,024 2.4	1,672 1.0	19,654 11.9	25,960 15.8
1982	53,605	47,016 33.4	51,672 36.7	6,527 4.6	4,642 3.3	1,652 1.2	12,238 8.7	17,024 12.1
1986	70,812	56,065 34.5	66,411 40.9	6,145 3.8	5,372 3.3	1,062 0.7	16,410 10.1	10,833 6.7

出典：Oliet Palá（2004, p.77, p.226）の付表をもとに作成。

3参照）。この選挙では非組合員も投票権を有し、代表委員会による団体交渉の結果は非組合員にも及ぶ。労働組合の勢力の指標は組合員数ではなく、定期的実施される組合選挙において「最も代表的な労組」（*sindicato más representativo*）となることである（大石 2005）<sup>(4)</sup>。

労働組合は代表委員選挙において全国レベルで委員総数の15%以上を獲得すれば、全国レベルの労使協定の当事者となることが可能であり、地方レベルでは、その地方の代表委員総数の10%以上を獲得した労働組合が当該地方の労働協定当事者になることができる。全国レベルでの代表権は組合選挙で併せて70%以上の代表委員を選出する2大労組（CCOOとUGT）にあるが、地方レベルではバスクのELA-STV（バスク労働連合）やガリシアのINTG（ガリシア労働連合）のような地域労組が影響力を持つ場合がある（戸門ほか 1991, 62-63頁）。

しかし、「投票者の労働組合主義」という特徴は、労働組合の脆弱な組織基盤を補う反面、スペインの労働政治に緊張をもたらす原因ともなり得る。第1に、組合選挙は企業（職場）の労働者代表のみならず、その全国的集計結果が高次の交渉における代表権を決定し、また経済社会委員会（CES）やINEM、INSSといった行政組織における代表権をも決定する。組合選挙は組合の力を組織労働者以外にも拡張するが、その力は組合選挙への参加時にしか認知されない。従って、選挙での勝利と企業レベルを越えた集团的合意への参加をめぐり、組合間の熾烈な競争が生じる（Malo 2005, pp. 115-117）<sup>(5)</sup>。

第2に、職場代表の選出が高次のレベルの代表を決定する組合選挙の二重機能は、企業レベルの個別労組への支持と、全国レベルの代表選出との境界線を曖昧にし（Hamann 1998, p. 436）、労働組合の指導部と基底部との間に、齟齬や軋轢を生じさせる。労働者は労組に団体交渉の代表権を委任することには吝かでないが、組合による主導権の独占を必ずしも望んではいない（Pérez-Díaz 1993, pp. 242-243）。このような状況においては、集権化された合意に対する異議申し立ての可能性

(4) フランコ期の労働者代表制度が移行後も存続した原因としては、労働委員会を基盤に勢力を拡張したCCOOの意向や、労働運動に対する影響力を持たないUCD（民主中道連合）が、統一代表委員会に権限を委ねることで、労組の影響力を弱められると考えたこと、などが指摘できる（戸門ほか 1991, 62頁）。

(5) 組合選挙をめぐる競争の弊害は、1980年代末におけるUGTとCCOOの接近を通じて強く認識されるようになり、1994年に選挙実施期間の分散化や全国集計結果の公式発表の廃止などの規定改正が行われた（Hamann 1998, p. 437; Oliet Palá 2004, pp. 474-485）。

が常に存在する<sup>(6)</sup>。このシステムの最も脆弱な側面が、組合員数にも得票率にも依存しない、組合の中央指導部に与えられた大きな自律性にある (Espina 1999, pp. 384-385)、と言われるのはそのためである。

1990年代の3つの組合選挙では労働者の参加率の低下が観察され、2大労組の得票率もまた79.02%から72.58%に低下した。その原因は、第1に民営化によって加速された生産の分権化である。従業員50人未満の小企業雇用者の割合は1978年の38.4%から1989年の52.2%に上昇し、10企業のうち8が従業員3人未満(半数が従業員ゼロ)となった。第2に、経済状況の悪化に加えて、労組に利益代表されていないと考える臨時契約雇用者が激増したことである (Royo 2007, p. 52; Magone 2001, pp. 237-239)。1990年代の社会的協調の再生は、2大労組が労働運動内部の水平的・垂直的な亀裂に直面しつつ、変化の背景に横たわる構造的諸問題に取り組もうとしたことのためである。

### 3 初期の社会的協調の展開

#### (1) 体制移行と社会的協調

スペインの社会的協調は、体制移行に伴う政治的混乱と2つのオイルショックによって深刻化した経済危機の中で生じた(表4参照)。スペインの体制移行は主要政治勢力間の「協定主義」(pactismo)を特徴とするが、1977年10月25日のモンクロア協定(pactos de la Moncloa)は、実質的に最初の社会的協調の試みであった。同協定は、「健全財政及び経済改革計画に関する協定」と「法政に関する行動計画遂行に関する協定」の2つに分かれるが、このうち社会的協調に対応する部分が前者である。インフレ目標値は27%に、賃金上昇率の上限は30%に定められた。労働組合は協定に加わらなかったが、協定に基づく所得政策を実行する立場に置かれた。

内戦後初の民主的政府は、ポスト権威主義体制における経済政策上の古典的ジレンマ、すなわち妥協かショック療法かという二者択一に直面した。スアレス政権の第2副首相エンリケ・フエンテス・キンタナは、首相に送った政策文書の中で、民主化と経済安定化を同時追求するためには社会的妥協が必要であることを強調した (Encarnación 1997, pp. 406-407)。合法的存在となって間もない労働組合もまた、「経済が救われなければデモクラシーも救われない」(CCOO書記長マルセリーノ・カマチョ)として、デモクラシーの安定化のために進んで犠牲を払おうとした (Hamann 2003, pp. 50-51)。

---

(6) スペインではストライキの圧倒的多数が企業レベルで生じている(1997~99年に91%)が、その多くが主要組合によって統制されておらず(1997年と1998年に関しては11%と13%)、交渉能力が相対的に高い運輸及び公共部門に集中している。これらの部門は2大労組に代表されていないと認識している可能性がある (Rigby and Marco Aledo 2001, p. 297)。また、ELA-STVやINTGといった地域労組は、国家主導の地域再編計画に対する抵抗運動の中で中心的な役割を果たしてきた。アストゥリアスやガリシアでのゼネストは伝統的産業のリストラに対する反発から生まれているが、ストライキ活動の中で示される高度の連帯の中には、中央からの独立意識ないし中央からの無視に対する反発が含まれている (Rigby and Marco Aledo 2001, p. 294; Martínez Lucio 1998, p. 435)。

表4：主要マクロ経済指標（1974～2005年）

年	インフレ率 (%)	失業率 (%)	経済成長率 (%)
1974	15.9	3.3	5.6
1975	16.8	5.0	0.5
1976	16.5	5.3	3.3
1977	23.4	5.7	2.8
1978	20.6	7.4	1.5
1979	16.9	9.1	-0.1
1980	13.4	11.8	2.2
1981	12.4	14.6	-0.2
1982	13.6	16.5	1.2
1983	11.9	18.1	1.8
1984	10.9	20.9	1.8
1985	8.6	21.9	2.3
1986	10.9	21.5	3.3
1987	5.9	20.6	5.5
1988	5.9	19.5	5.2
1989	6.9	17.3	4.8
1990	7.3	16.3	3.8
1991	6.9	13.0	2.5
1992	6.7	14.7	0.9
1993	4.5	18.3	-1.0
1994	3.9	19.5	2.4
1995	4.9	18.4	2.8
1996	3.5	17.8	2.4
1997	2.4	16.7	3.9
1998	2.5	15.0	4.5
1999	2.6	12.5	4.7
2000	3.5	11.1	5.1
2001	4.2	10.4	3.6
2002	4.3	11.1	2.7
2003	4.1	11.1	3.0
2004	4.0	10.6	3.2
2005	4.1	9.2	3.5

出典：Table 1.4 (Royo 2002, p.9) およびOECD Factbook 2007 - Economic, Environmental and Social Statisticsをもとに作成。

それではなぜ、肝心の労使の代表がこの協定に加わらなかったのか。第1に、労使の団体がそもそも交渉に不慣れであった。第2に、政府と政党は、この協定を民主化の象徴として位置づけたいという意向を強く持ち、2大労組の左派政党への従属がこの戦略を可能にしていた (Royo 2000, pp. 71-73)。第3に、労使側にも直接参加をためらう理由があった。特にCEOEが階級横断的連帯を強調するUCD指導部の「左傾化」を激しく批判したので、政府は主要政党を労使の代理として会合に招き、モンクロア協定の主要規定を法案化する手順を踏まざるを得なかった (Encarnación 1997, pp. 408-410)。

しかしながら、1978年の組合選挙でCCOOが明白な勝利を収めたことは、政府及びCEOE UGTの戦略的立場に影響を与えた。CEOEとUCDは、CCOOを牽制するためにUGTに接近し、団体間基本合意 (ABI)、団体間枠組合意 (AMI) の締結に至ったからである。UGTの協調路線への転換は、CCOOの強硬な対決姿勢から距離を置きつつ、組織化面での劣勢を挽回する上で好都合であると判断された (Burgess 1999, p. 5)。

一方のCCOOは、伝統的な活動基盤の動揺を恐れて協調行動への参加に依然消極的であったが、

1981年の雇用全国協定(ANE)以降は態度を変化させた(Martínez Lucio 1998, p. 440)。初期社会的協調における最も包括的な協定であるANEは、テヘロ大佐のクーデタ未遂事件(1981年2月23日)の余韻の中で行われた「恐怖の協定」(pacto de miedo)として知られる。スペインの社会的協調が、萌芽期の脆弱なデモクラシーの強化という目的と結びついていたことは明らかであるが、ANEに初めて加わったCCOOの決断には、着実に影響力を増しつつあるUGTとは対照的に、組合選挙で後退を強いられていることへの焦りが反映されていた。

デモクラシーへの移行と制度的分権化に伴う不確実性の中で、社会的アクターは自らの組織を強化する機会を模索した。「コーポラティズム」型政策決定に伴う集権化圧力が、萌芽的な経済的諸利益の集約を促したからである(Encarnación 1997, pp. 108-109)。一方、労働組合は、「社会的責務」(deuda social)の主張を前面に押し出したものの、実際の協調の「成果」は、雇用創出と経済競争力を調和させるための労働市場の柔軟化である。自らを正統化し、労使関係を制度化し、組織的強化をもたらす枠組みへの協力が労組本来の存在理由を脅かすというジレンマは、PSOE政権期に頂点に達した。

## (2) 社会的協調の断絶

1982年10月の総選挙でPSOEが大勝し、第1次フェリペ・ゴンサーレス政権が誕生した時、スペインにおけるデモクラシーの固定化は始まったと考えられている。しかし、PSOEの勝利と政権の長期化は、群小政党の連合体に過ぎなかったUCDの解体と消滅、という事実と表裏一体であり、時期尚早であった。失業とインフレの同時進行下で、前政権の経済政策上の負の遺産や、EC加盟を見据えた構造調整の課題に直面したPSOEは、マルクス主義からの訣別に加えて、踏み込んだ自己変革を強いられた。

スペインでは1975~85年に雇用率が年平均1.5%で減少し、225万の職が失われた。最も大きな打撃を受けた部門は造船及び製造業(特に繊維・自動車)と農業であったが、この時期の急速な失業率の上昇(表4参照)は労働参加率の上昇ではなく雇用全体の縮小を原因としていた(Pérez 1999, p. 662)。フランコ体制が労働者の低賃金の代償として導入した擬似的終身雇用制が企業再編を難しくしていたため、CEOEは旧「労働規則」(ordenanzas laborales)の撤廃による解雇コストの引き下げを強く求めた。

政府はインフレ抑制と失業の解消を同時並行的に実現するために、正統派金融政策の展開と同時並行して、労働市場の柔軟化に取り組む必要に迫られた。それは、政治的には社会紛争・労働紛争を低レベルに抑えて行く必要があったが、社会的アクターの参加による正統化作用は有用であった。その意味で社会的協調は、特定の局面への反応として政府から提起された合意を作り出す「戦略的転移」(strategic transposition)装置の役割を果たしていたのである(Martínez Lucio 2002, p. 267)。しかし、そのような装置を維持するための政治的コストは決して小さくなかった。

まず、有期契約と臨時契約の導入を中心的テーマとするLET改正(1984年)に続き、非典型雇用

---

(7) 1980年代初頭まで、経済的理由に基づく雇用調整は厳密には行政当局による関与を必要としていたもので、企業は経済的理由による解雇ではなく、懲戒解雇を利用していた(Toharia and Malo 2000, p. 315)。

の拡大を含む社会経済合意（AES）の交渉過程において、CCOOが態度を硬化させ交渉から離脱した。また1986年の総選挙と組合選挙では、PSOEとUGTがともに勝利したことで逆に両者の歴史的関係にひびが入り、CCOO抜きで成立したAESがPSOE政権下での最後の社会協定となった（Royo 2000, pp. 88-96）。政府と労組は対話路線を模索し続けたが、1987年以降の好況の中で両者の溝は深まる一方であった。労働市場の柔軟化に成功したCEOEは、社会的給付の改善や積極的経済政策といった代償の支払いに熱心でなくなり、政治的安定装置としての社会的協調を次第に軽視するようになった。

加えて、組合内部では、長期的射程を持つ大型の社会協約の実効的監視が難しいことから、合意の履行に不熱心な政府に対する不満が高まっていた。AESでは1986年までに失業者の最低48%に適用範囲を拡大することが約束されていたが、この目標は未達成であった。また政府は賃金抑制の見返りとして「社会的賃金」と社会支出の構造及び金額に関する労組との交渉を約束していたが、景気回復に伴う国庫の自然増収分は財政赤字の補填に回り、さらなる賃金抑制が労組に求められた。UGTはAESに基づく賃金抑制が失業率低下に貢献しなかったとして、賃上げ容認と強力な需要喚起政策を政府に要求した（Pérez 2000b, pp. 346-347; Boix 2001, pp. 170-171）。

需要の本格的拡大とともに1988年第3四半期にインフレ傾向が加速すると、PSOE政権は再び労組を社会協約に呼び戻すか、緊縮政策のみを用いるかのジレンマに直面した。しかし、好況に伴う労組の急進化に加えて、若年者の仮契約雇用に関する政府計画（Plan de Empleo Juvenil）が協調を難しくした。行き詰まったUGTとCCOOは、1988年12月に最低4.5兆ペセタに相当する社会支出を要求して1日限りのゼネストを敢行した。圧倒されたゴンサーレスはこれを廃案にし、年金と公共部門の賃金のインフレ調整に同意したが、社会支出の総額（1.9兆ペセタ）に固執して失業手当の適用範囲の拡大を拒否し、ここに社会的協調の可能性は失われた（Boix 2001, pp. 172-173）。

1988年暮れのゼネストに続き、UGT書記長ニコラス・レドンドを中心とするグループは、政府との対決路線を決定したが、この決定はCCOO新書記長アントニオ・グティエレスの掲げるUGTとの「統一行動」再建案とも一致した（Royo 2006, pp. 987-988）。2大労組は、共同提案「組合の優先的要求」（Propuesta Sindical Prioritaria）に基づいて、社会支出に関する1984年の政府公約の完遂を求めた<sup>(8)</sup>。この共同歩調は、労組間対立を緩和する1994年の組合選挙規定の改革へとつながる。1987年以降の政府のアプローチは、金融引き締めやペセタの再評価によってインフレ抑制を達成するものである。これに対して、労組は過去10年分の賃金の回復を求める攻撃的手法に訴え始めた（Pérez 1999, p. 673）。

1988年のゼネストを象徴的転換点とする2大労組の接近の背景は、第1に、頂上組織の戦略に対する反発であった。特にUGTは、UCD及びPSOEと行動を共にして全労働者に過酷な賃金抑制を強いたことの責めを負わされた（Pérez 2000b, p. 346）。第2に、2大労組の政党からの離脱である。PSOEとUGTの歴史的関係に亀裂が入ったことはすでに述べた通りであるが、CCOOもまた、1986年以降のPCEの事実上の消滅に伴って、特定政党との関係を失っていた。しかしながら、2大労組

---

(8) 1989年には、欧州議会選挙前から、政府が組合に譲歩しない場合に、PSOEに対して報復的投票を行うという「消極的交換」戦略が示されていた（Espina 1999, p. 380）。

の接近による対決路線の選択は、一般の組合員あるいは労働運動全体からの幅広い支持を得られたわけではなかった。

#### 4 組織戦略としての社会的協調

##### (1) 社会的協調への回帰

1990～94年にPSOE政権が企図した政労使間の協定はことごとく失敗した(Boix 2001, pp. 174-175)。1992年、協調路線が事実上中断したスペインを欧州通貨危機が直撃し、1年間に失業者の増加(75万人)、失業率の急激な上昇(23%)、非典型雇用の比率の上昇(35%)を記録した。総選挙を控えたPSOEは所得政策を年金・労働市場改革に結び付ける提案に失敗し、1982年以來の敗北を喫したが、地域主義政党の支持に依存する交渉は複雑を極め、ついに手詰まりに陥った政府は、1993年12月に単独で見習い契約の導入と解雇条件の緩和を含む雇用促進緊急措置法を承認した(Pérez 2000b, pp. 349-350)。

2大労組は再度ゼネストに訴えたが、結果的に法案が議会を通過した上に、1995年には社会的アクターの頭越しに年金・社会保障改革の包括的指針を定めたトレド協定(pacto de Toledo)が主要政党間で締結された。逆説的ではあるが、労組の大敗北はスペインにおける団体交渉の発展と社会的協調への回帰を促した。1994～1995年の組合選挙で、2大労組は併せて4万の統一代表委員を失い、UGTはCCOOに優越的地位を譲った。また250人以上の労働者を抱える企業では非組合系候補が顕著な躍進を遂げ、一連の対決路線に対する労働者の批判は明らかであった(Royo 2006, pp. 988-989)。そうした批判の背景には、深刻な構造的問題が横たわっていたのである。

1980年代後半の飛躍的経済成長(一人当たりGDPは1986～94年にEC平均の73%から77%に上昇、1992年までにスペインの経済規模は世界第7位に躍進)の下でも、持続的高失業率は解消されなかった。1984年の労働市場改革は一部の労働者のみを対象とする「二重選択的労働市場政策」(two-tier selective labor market policy)の典型であり、その結果、使用者側には有期雇用を通じて雇用調整を行う誘因が生じ、労働市場では、中核的な常用雇用と雇用調整の対象となる不安定雇用との分断が深刻化したのである(Polavieja and Richards 2001, pp. 204-205; pp. 211-212)。

オリンピックやセビーリャ万博の影響で、建設部門を中心に実質賃金は上昇したが(1987～93年に25%)、実質賃金の上昇と失業の急速な増加の同時進行は、労組の行動基準が「インサイダー」の利益に沿っていたことを物語る(Pérez and Pochet 1999, pp. 126-127)。しかし、有期雇用契約に基づく人材戦略は団体交渉からの労働者の脱落を意味した。また、賃金決定において主導的な地位にある部門とは、そもそも全国組合の統制力が弱いサービス部門や建設部門であるが、サービス部門は組織率が全製造業部門の半分に過ぎない。これらの状況が失業率の上昇をもたらし、末端の労組の交渉能力を掘り崩していた。労組は、賃金決定過程における主導権の回復を可能にする新たな団体交渉枠組みを必要としていたのである(Royo 2006, p. 984)。

この間に社会的協調の再開を促す行動を示してきた政府もまた、1980年代末以降の集権的な交渉システムの下で、金融政策に依存したインフレ抑制策の限界に直面していた。スペインで採用された高金利政策は、大規模な短期資本流入による金利上昇のスパイラルを招くとともに、流入

資本の多くが非競争部門に向かつて、貿易関連商品と非貿易関連商品（ないしサービス）との間の物価格差の拡大へとつながった。部門間の大きな物価格差は賃金交渉に影響を与え、賃金交渉における主導権が非競争部門の手に握られるようになった。

このように、分権化された賃金交渉システムの下で緊縮的政策を強要することは、様々な逆効果を生んでいたが、社会協定に背を向けていたCEOEの内部にも、交渉システムの破片化の阻止とガバナビリティの確立を求め、最低限の社会的連帯によって労使関係の不安定性を解消する方が望ましいと考える潮流が現れていた（Pérez 2000a, pp. 448-452; Espina 1999, pp. 389-390）。

しかしながら、かつてのように賃金紛争を社会協定によって政治的領域に外部化し、しかも労組がそうした協定に参加することは難しかった。もはや政府が賃金抑制の代償を提供する能力を持たず、政策協調の焦点は「分配」から「規制」に移動しつつあったからである（Molina 2006, p. 654）。1990年代の社会的協調は、初期に見られた不完全なネオコーポラティズム型妥協から、競争のコーポラティズム型妥協へのアジェンダ変更を伴っていた。

トレド協定は政党間合意の形をとったが、そこに示された福祉改革の課題は、賃金交渉への波及を慎重に回避しながら、社会的協調の再開を正当化する根拠としては十分であった。1996年選挙で辛勝したPPは、保守政権に対する世論の疑念を払拭すべく、社会的対話の再開に積極的に乗り出したが、そのアプローチは、目下の課題全体をカバーする包括的交渉ではなく、特定争点に関する合意の成立を目指す点に大きな特徴があり、初期社会的協定とはその点でも大きく異なっていた（Pérez and Pochet 1999, pp. 141-142）。

## (2) 分権化と多層的交渉

大型の包括的協定は、その達成コストが容易に認識されるが、そこから得られる便益はしばしば拡散し長期にわたって初めて有効になる。労組はそうした「非効率」な3者協定から離脱し、個別の制度調整に焦点を合わせた交渉を模索し始めた。団体交渉の規制力の拡大、システム内部のレベル間をつなぐルールの定式化、ナショナルな産別交渉を優越的交渉レベルとして定着させることを目的とする、団体交渉システムの改革がその中心的焦点の一つであった（Molina 2005, p. 22）。

CEOEと2大労組は、1997年の団体交渉改革の中で、1994年の労働憲章第82条の改革に伴う交渉の断片化に対応しようとした<sup>(9)</sup>。この改革は、あらゆるレベルの団体交渉がより高次の交渉を覆す可能性を認めていたが、この点は、バスクの民族主義政党が、上院での採決の際に、自治州レベルで行われた交渉の役割を強化する意図で、予想外の提案を行い成立したものである（Pérez and Pochet 1999, pp. 148-149）。1997年の「団体交渉に関する団体間協定」（AINC）は、解雇コストの削減と臨時雇用契約の扱い以外にも、団体交渉システムの再編を焦点としていた。

AINCの画期的な点は、第1に、産別連合の権限と自律性の拡大を伴いながら、団体交渉の規制

---

(9) 1984年以降、企業レベルで締結された団体協約の数は増加したが、企業別の協約がカバーする労働者の数は7%減少し、1997年には10%に落ち込んだ。他方、1994年以降、全国レベルの産別協定がカバーする労働者は、1993年の22%から1997年の31%に増加したが、1997年には52%を超える労働者が依然として県レベルの産別協定によってカバーされていた。この断片化は、いくつかの調整的役割を果たす大企業が自らの交渉でカバーし、より高次のレベルの協定に署名しないことで悪化している（Pérez and Pochet 1999, pp. 147-148）。

領域の実効的増加をもたらし、第2に、より集権的かつ階層的な交渉モデルの発展を通じてシステムの統合を推し進めた点である (Molina 2005, pp. 18-19)。2000年の総選挙で統投を果たしたPP政権は数の力を背景に、強引な形で労働市場と団体交渉システムの改革を進めようとしたが、労組は、1984年以来初の所得政策を含む合意 (AINC-2000) に達することで一方的な政府の介入を回避し、1997年に確立された賃金交渉枠組みを維持した (Molina 2005, pp. 19-20)。

社会協定のガバナンス問題は、2000年代以降の社会的協調の中心的テーマの1つであるが、全国産別から自治州を基盤とする交渉への移行の問題は、いくつかの理由で労使双方から敬遠されてきた。第1に、この動きは周辺ナショナリズムと関連し、政治的圧力に屈しやすいこと、第2に、州レベルでの交渉モデルは地域間格差を拡大する懸念があること、第3に、県レベルの交渉が既存の枠組みとして支持されていること、などである (Pérez and Pochet 1999, pp. 154-155)。しかし、「自治州国家」の枠組みは、現実に地域格差問題の焦点であり、社会的協調の実践の中で無視できない比重を占めつつある。

17自治州の間では、産業構造の違いとともに、活動率 (バレアレスの53.8%、カタルーニャの53.3%からアストゥリアスの43.9%まで)、雇用レベル (バレアレスの47.7%からエストレマドゥーラの32.9%まで)、失業レベル (アンダルシアの30.8%からナバーラの10.9%まで) における大きな違いがある (Farrell 2001, pp. 59-60)。EUは、構造政策の展開と並んで、2000年代に入って失業問題に関する地方政府の役割を重視するようになった。

権限委譲の内容は、州によって開きがある<sup>(10)</sup>が、全ての州に共通の要素は、交渉の過程に自治州政府と、各自治州において最も代表的な労使の団体が参加することである。それぞれの協約や計画の表題には州ごとの問題認識が反映され、アンダルシア、バレアレス、カンタブリア、ガリシア、ムルシアでは経済発展が雇用創出の手段として強調されているが、アラゴン、アストゥリアス、カスティーリャ・レオン、カタルーニャ、ナバーラ、ラ・リオハでは、中心的な問題は雇用全般であり、他地域では雇用の質や訓練に重点が置かれている。言い換えれば、労働市場改革に対する主要な障壁は、多くの自治州が異なる雇用制度を持っていることである (Corzo Fernández 2002, p. 381)。

1992～1993年には、産業政策に関する合意が全ての州で確立し、1997年以降は、全ての自治州が雇用創出に関する各種プログラムを有するようになった<sup>(11)</sup>。新たな地方協定の特徴は、国家が自

(10) 雇用サービスはバレンシア、マドリード、カタルーニャ、ナバーラ、ガリシア、カナリアスにのみ委譲された。これらの自治州は、PPが絶対多数を享受していない時に、PPへの支持と引き換えに当該権限委譲を獲得した。アンダルシアでは何の権限委譲も生じなかったが、アンダルシア評議会 (PSOE) と中央政府 (PP) の持続的対立がその一因である。アンダルシアをはじめとするいくつかの州は、多くの活動人口を擁しながら失業率が高く、積極的雇用政策や雇用サービスに関する権限が移譲されていないので、INEMがマドリード発の政策の実施について能動的な役割を果たす (Corzo Fernández 2002, pp. 379-380)。

(11) 1998年には、アンダルシア、アラゴン、バレアレス、カナリアス、カンタブリア、カスティーリャ・ラマンチャ、カタルーニャ、バレンシア、エストレマドゥーラ、ガリシア、ムルシア、ナバーラ、リオハで政労使の3者協定が、アストゥリアス、マドリードで政労の、バスクでは労使の2者間協定が締結された。また、カスティーリャ・イ・レオンの雇用計画は、CCOOの支持を得ながらも自治州政府が単独で提起した (Lope, Gibert, and Ortiz de Vallacian 2002, pp. 129-130)。

治州に政策の策定と適用の権限を委譲し、能動的雇用政策の分権化を容認したところにある。その結果、1990年代以降、雇用政策の分権化と労働問題に関する権限委譲が進んだが、一連の雇用に関する国家計画の中でも、自治州における地域雇用計画の重要性が認識され、その多くが1990年11月のカタルーニャ職種間協定（AIC）を嚆矢とする社会協約に基づいて展開された（Lope, Gibert, and Ortiz de Vallacian 2002, p. 132; Aguar, Casademunt and Molins 1999, p. 64）。

また、カタルーニャとは対照的な社会経済状況に置かれているアンダルシアでは、独自の雇用創出プログラムとして、2001年5月23日に締結された社会的協調第5次合意の実施状況が興味深い。2001年から2003年の終わりまでに、アンダルシアではスペイン全体の値を5.1%上回る13.3%の雇用の増加が観察され、労働力率も2004年第3四半期に53.75%に達した。第5次合意は1つの目標として安定雇用の創出を掲げていたが、正味の終身雇用は、合意期間中に19.2%（全国平均は12.8%）に相当する19万3880ポストに増加した（Rodríguez-Sañudo Gutiérrez et al. 2005, pp. 64-70）。

これらの地域的合意は、地域間の社会経済的な偏差と、権限委譲に伴う制度の違いに基づいて、自治州レベルの政府と社会的アクターが能動的に労働問題に取り組もうとした結果であり、資本主義の脱組織化の文脈で論じられる交渉の分権化とは本来異質である。このような取り組みは、スペイン全土において広範に広がり、実質的に州レベルに降下した社会政策を支える重要な要素となつつある。しかしながら、交渉レベル間の接合が弱いために、結果としてそれは、単独では地域間の収斂の手段とはなり得ていないのが現状である。

## 5 結 論

スペインにおける社会的協調は、「デモクラシーへの移行」という特殊な政治経済的環境の下でのみ発生し、短く混乱した歴史を持つ政策形成パターンであった（Robinson 2002, p. 249）という見方がある。確かにスペインの労使団体は、いずれも組織的凝集力の点で弱さを抱え、自己利益の実現のために、政治状況との妥協が不可欠となっている。しかし、そうであればこそ、この脆弱な利益団体システムの中から生み出された行動様式が、本来の能力を越えて広範な影響力を及ぼしていることが注目される。スペインにおける社会的協調への回帰は、社会的アクター自身の制度的学習に基づく戦略転換により可能となったが、特に労組においては、特定政党との歴史的関係の解消がこの戦略転換と大きく関係していた。政党政治からの自律は当初社会的協調の拒絶という形で発現したが、後にそれは交渉過程におけるプラグマティズムの源泉となり、新たな社会的協調を支えたのである。

1990年代の社会的協調への回帰は、対決か協調かといった単純な選択ではなく、交渉や合意の範囲の再定義を含んでいた点でも注目に値する。1980年代の3者間合意の決裂の際に、労組は社会協定が労働者に高いコストを課す分配政策を正当化し、組合の代表能力を弱体化させたと考えた。そこで1990年代以降の交渉では、第1に、福祉改革のような大きな課題を明示的に労働市場改革や所得政策と結び付ける包括的協定が回避され、2大労組はむしろ賃金問題を団体交渉の再編手段に利用しようとしている。このことで、社会協定の締結はより円滑となり、協定が賃金協定を含まないにもかかわらず、部門間の調整によって合理的な賃金水準に落ち着く効果がもたらされる。

第2に、労使関係の分野と福祉国家改革の分野では、合意形成の形が異なり、前者では一定の制度化と労使間の立場の収斂が見られるが、後者ではCEOEから支持されない政労間合意が一般化している。このことが、社会協定の多様なパターンを生む要因となっているが、社会的協調の垂直的多様化という点については、1990年代以降の自治州レベルの地域協定も重要性を増している。この傾向は、自治州国家における州と県の権限配分の問題とも不可分であるが、自治州レベルの地域協定は、県と国家、あるいは複数県を含む州における県同士の社会政策の調整機能を持つようになるかもしれない。しかし、この点に関する予測は時期尚早であろう。

1980年代以来の課題である労働市場問題は、現在でもなお十分な解決を見ておらず、政府とCEOEにとって、内部及び外部流動化の促進が、今後とも大きな関心事であり続けると思われる。2大労組にとっても、硬直的な労働市場がもたらした二重化は、そもそも脆弱な組織基盤を揺るがす深刻な問題である。しかし、この点に関する対応を誤れば、2大労組に対する反乱が、組合の制御能力を越えたストライキの発生や統一代表委員の喪失という形で、自らに降りかかってくる。労組の協調行動は今や特定政党との関係を離れて脱政治化した。しかし、それだけに、懸命な判断に基づく社会的協調の「政治」が必要とされているのであろう。

(よこた・まさあき 東北大学大学院法学研究科・法学部教授)

【参考文献】

- Aguar, M.<sup>a</sup> José, Alexandre Casademunt and Joaquim M. Molins (1999) “Las organizaciones empresariales en la etapa de la consolidación democrática (1986-1997). Unión Europea, desconcertación y diálogo social,” in Faustino Miguélez and Carlos Prieto, eds., *Las relaciones de empleo en España*, Madrid: SigloVeintiuno.
- Boix, Carles (2001) “Managing the Spanish Economy within Europe,” in Kevin Featherstone and George Kazamis, eds., *Europeanization and the Southern Periphery*, London and Portland: Frank Cass.
- Burgess, Katrina (1999) “Unemployment and Union Strategies in Spain” *South European Society and Politics*, Vol. 4, No. 3: 1-31.
- Corzo Fernández, Susana (2002) “La política de empleo,” in Mireia Grau and Araceli Mateos, eds., *Análisis de políticas públicas en España: enfoques y casos*, Valencia: Tirant lo Blanch.
- Crouch, Colin (2006) “Neo-corporatism and democracy,” in Colin Crouch and Wolfgang Streeck, eds., *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict*, Cheltenham and Northampton: Edward Elgar.
- Durán Muñoz, Rafael (2000) *Contención y transgresión: las movilizaciones sociales y el Estado en las transiciones española y portuguesa*, Madrid: CEPC.
- Encarnación, Omar G. (1997) “Social Concertation in Democratic and Market Transition: Comparative Lessons from Spain,” *Comparative Political Studies*, Vol. 30, No. 4: 387-419.
- Espina, Álvaro (1999) “El “guadiana” de la concertación neocorporatista en España: de la huelga general de 1988 a los acuerdos de 1997,” in Faustino Miguélez and Carlos Prieto, *op. cit.*
- Farrell, Mary (2001) *Spain in the EU: The Road to Economic Convergence*, Basingstoke and New York: Palgrave, 2001.
- Hamann, Kerstin (1998) “Spanish Unions: Institutional Legacy and Responsiveness to Economic and Industrial Change,” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol. 51, No. 3: 424-444.

- Hamann, Kerstin (2003) "European Integration and Civil Society in Spain," in Sebastián Royo and Paul Christopher Manuel, eds., *Spain and Portugal in the European Union: The First Fifteen Years*, Frank Cass.
- Lope, Andreu, Francesc Gibert, y Daniel Ortiz de Vallacian (2002) *Atajar la precariedad laboral: la concertación local ¿un marco para abordar las nuevas formas de empleo?* Barcelona:Icaria.
- Magone, José M. (2001) *Iberian Trade Unionism: Democratization under the Impact of the European Union*, Transaction.
- Malo, Miguel A. (2005) "A Political Economy Model of Workers Representation: The Case of Union Elections in Spain," *European Journal of Law and Economics*, 19: 115-134.
- Maravall, José María (1978) *Dictatorship and Political Dissent: Workers and Students in Franco's Spain*, New York: St. Martin Press.
- Martínez Lucio, Miguel (1998) "Spain: Regulating Employment and Social Fragmentation," in Anthony Ferner and Richard Hyman, eds., *Changing Industrial Relations in Europe*, Oxford : Blackwell.
- Martínez Lucio, Miguel (2002) "Spain in the 1990s: Strategic Concertation," in Stefan Berger and Hugh Compston, eds., *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lessons for 21st Century*, Berghahn Books.
- Miguélez, Faustino (1999) "Presente y futuro del sindicalismo en España," in Faustino Miguélez and Carlos Prieto, *op.cit.*
- Molina, Óscar (2005) "Political Exchange and Bargaining Reform in Italy and Spain," *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 11, No. 1: 7-26.
- Molina, Óscar (2006) "Trade Union Strategies and Change in Neo-Corporatist Concertation: A New Century of Political Exchange?" *West European Politics*, Vol. 29, No. 4: 640-664.
- Molina, Óscar and Martin Rhodes (2002) "Corporatism: The Past, Present, and Future of a Concept," *Annual Review of Political Science*, Vol. 5: 305-331.
- Molins, Joaquim (1997) "Los grupos de interés," in Manuel Alcántara and Antonia Martínez, eds., *Política y gobierno en España*, Tiranto lo Blanch.
- Oliet Palá, Alberto (2004) *La concertación social wen la democracia española: crónica de un difícil intercambio*, Valencia: Tiranto lo Blanch.
- Pérez, Sófía A. (1999) "From Labor to Finance: Understanding the Failure of Socialist Economic Policies in Spain," *Comparative Political Studies*, Vol. 32, No. 6: 659-689.
- Pérez, Sófía A. (2000a) "From Decentralization to Reorganization: Explaining the Return to National Bargaining in Italy and Spain," *Comparative Politics*, Vol. 32, No. 4: 437-458
- Pérez, Sófía A. (2000b) "Social Pacts in Spain," in Guiseppe Fajertag and Philippe Pochet, eds., *Social Pacts in Europe: New Dynamics*, Brussels: ETUI.
- Pérez, Sófía A and Philippe Pochet (1999) "Monetary Union and Collective Bargaining in Spain," in Philippe Pochet, ed., *Monetary Union and Collective Bargaining in Europe*, Bruxelles: P.I. E.-Peter Lang.
- Pérez-Díaz, Víctor M. (1993) *The Return of Civil Society: The Emergence of Democratic Spain*, Harvard University Press.
- Polavieja, Javier G. and Andrew Richards (2001) "Trade Unions, Unemployment, and Working-Class Fragmentation in Spain," in Nancy Bermeo, ed., *Unemployment in the New Europe*, Cambridge University Press.
- Rigby, Miguel and Mari Luz Marco Aledo (2001) "The Worst Record in Europe?: A Comparative Analysis of

- Industrial Conflict in Spain," *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 7, No. 3: 287-305.
- Robinson, Robert A. (2002) "Spain in Historical Perspective: Fascist Corporatism and Social Pacts," in Stefan Berger and Hugh Compston, eds., *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lessons for 21st Century*, Berghahn Books.
- Rodríguez-Sañudo Gutiérrez, Fermín et al. (2005) "Primeira ponencia: la política de fomento del empleo de calidad," in Cristóbal Molina Navarrete, coord., *Empleo y mercado de trabajo: nuevas demandas, nuevas políticas, nuevos derechos*, Sevilla: CARL.
- Royo, Sebastián (2000) *From Social Democracy to Neoliberalism: The Consequences of Party Hegemony in Spain, 1982-1996*, New York: St. Martin's Press.
- Royo, Sebastián (2002) "A New Century of Corporatism?" *Corporatism in Southern Europe - Spain and Portugal in Comparative Perspective*, Praeger.
- Royo, Sebastián (2006) "Beyond Confrontation: The Resurgence of Social Bargaining in Spain in the 1990s," *Comparative Political Studies*, Vol. 39, No. 8: 969-995.
- Royo, Sebastián (2007) "Varieties of Capitalism in Spain: Business and the Politics of Coordination," *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 13, No. 1: 47-55.
- Toharia, Luis and Miguel A. Malo (2000) "The Spanish Experiment: Pros and Cons of Flexibility at the Margin," in Gøsta Esping-Andersen and Marino Regini, eds., *Why Delegate Labour Markets?* Oxford: Oxford University Press.
- 大石玄 (2005) 「スペインの従業員代表制度」『日本労働法学会誌』106号 (11月), 172-186頁。
- 戸門一衛, Santos Ruesga, Pablo Martín (1991) 「スペインにおける労働組合」『海外労働時報』No. 180, 61-66頁。
- 中島晶子 (2006) 「スペインにおける社会協定の復活—1997年労働市場改革の意義—」『ソシオサイエンス』Vol. 12, 171-185頁。

●敗戦直後の政治・社会運動の黎明期をリアルに描き出す、共同研究の成果

# 「戦後革新勢力」の源流

占領前期政治・社会運動史論 1945-1948

法政大学大原社会問題研究所／五十嵐 仁編 A5判上製・3900円(税別)

敗戦直後の食糧闘争から社会党の結成・共産党の公然化や、それとの関連で発展していく労働・農民運動。さらに、青年・学生、女性運動の展開…戦後革新運動の黎明期を史実に基づいて解きおこす。

大月書店 〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 / 電話 03-3813-4651 (代表)  
<http://www.otsukishoten.co.jp/>